

『点検』

1 2 自己点検・自己評価

【現状】

(1) 松山大学における自己点検・評価の取り組み

松山大学では、本学独自に早くから自己点検・評価に取り組んできた。業務全体を網羅した報告書『松山大学一覧』および『内部監査報告書』を毎年度作成してきたこと、事務部門の業務点検・評価を行い、『松山大学事務部門自己点検・評価報告書』（平成10年8月）として纏めたこと、などである。ただしこれらは学内の教職員のみ配布された報告書であり、学外へは公表されなかった。その後、平成10年2月26日に「松山大学自己点検・評価規程」が制定され、本学における本格的な自己点検・評価が始まった。本規程第2条(理念)には、「自己点検・評価は、教職員自らが、教育研究活動、大学運営等の現状を客観的に把握し、長所を確認しつつ、改善すべき点、今後の改革の方向等を明らかにすることによって、本学における教育研究水準の向上、教学理念、目標及び社会的使命の達成を図ろうとするものである。」と規定され、学校教育法第69条の3、大学設置基準第2条の内容に沿ったものである。

本規程により平成10年3月に設置された「自己点検・評価委員会」は、委員長を副学長が務め、学内の組織の長に位置する者が委員となって構成される。すなわち、委員は事務局長、教学担当常務理事、各大学院研究科の研究科長、各学部の学部長、図書館長、総合研究所長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、キャリアセンター長、情報教育センター長、経営企画・広報・総務・財務・キャリアセンター事務部・学生・教務・総合研究所事務部・図書館事務部の長である。規定により、自己点検・評価委員会には自己点検・評価の進め方、自己点検・評価項目、資料・自己点検評価報告書の作成、自己点検・評価結果の活用等について審議し、各学部、大学院研究科、学内各種委員会、各組織に自己点検・評価の実施を要請する権限が与えられている。

本学は、これまでに二度、財団法人大学基準協会の相互評価を受けている。第1回目は平成14年度で、そのために財団法人大学基準協会の提示する「新構想の大学評価に関するアクション・プラン」の「主要点検・評価項目」のA群、B群について点検・評価を行い、『松山大学の現状と課題－2001年度点検・評価報告書』を作成した。財団法人大学基準協会からは、平成15年3月14日付で「大学基準」に適合している旨の評価を得ている。第2回目は平成18年度で、先立ってそれぞれの部署で自己点検・評価が行われ、『松山大学の現状と課題－2005年度点検・評価報告書』が作成された。「大学基準」に適合している旨の評価は、平成19年3月13日付で得ている。本学では、点検・評価の結果として指摘された改善項目については、それぞれ短期、中期、長期にわけて改善に取り組んでいる。改善事項の達成度、進捗状況等については『改善報告書』を作成し、大学基準協会に提出している。点検・評価の結果は本学教職員に公表し、各組織（部署）における現状、課題などの情報を共有し、改善に取り組んできた。点検・評価報告書は、日本私立大学連盟の加盟大学に配布している（2005年度版の場合は198大学）。第3回目の大学基準協会による相互評価は、平成23年度に受ける予定であり、平成22年度に各組織（部署）における自己点検・評価を行うこととなっている。

以上のように、本学において自己点検・評価は恒常的活動の一つになっており、自己点検・評価を規則的に行うということが学内で合意されている。

(2) 松山大学薬学部における自己点検・評価の取り組み

薬学部において「薬学部自己点検・評価委員会」が設置されたのは平成20年度である(IV章参照)。委員会には、薬学部教授会で選出された委員長を配置し、委員は主に本学部内に設置の各種委員会の長を以って構成される。すなわち、薬学部教務委員長、薬学部入試委員長、薬学部学生委員長、薬学部F・D委員長、共用試験センター運営委員長である。さらに薬学部自己点検・評価委員会委員長が必要と認める者として、教務委員、入試委員、共用試験センター運営委員が各1名、実務家教員2名が委員として加わっている。外部委員は含まれていないが、実状がわかっている学内者だけで組織した方が、委員会が機能しやすいと考えたためである。なお、平成21年度委員の選出において、該当委員会の委員長とならなかった場合も、作業を継続させるため薬学部自己点検・評価委員会では継続して委員を務めることとなった。

平成20～21年度における本委員会の役割は、一般社団法人薬学教育評価機構の項目に沿って「自己評価21」を実施し、平成18年度から平成21年12月までの期間の教育研究活動について自己点検・評価を行うことである。「自己評価21」を効果的に実施するため、薬学部自己点検・評価委員会委員はそれぞれが所属する委員会において「自己評価21」実施マニュアルに基づき課題を整理し、問題点を充分検討した後、その報告書を「薬学部自己点検・評価委員会」に提出する仕組みとなっている。「薬学部自己点検・評価委員会」で全体の検討を経た後、薬学部教授総会で了承を得、最終的にまとめられた報告書が、一般社団法人薬学教育評価機構に提出されることとなる。本学は、これまで大学基準協会による相互評価の結果を公表してきたと同様に「自己評価21」の結果についても、本学部ホームページで公表する予定である。

なお、松山大学が平成23年度に受ける予定の大学基準協会による相互評価では、薬学部は完成年度前であるため、評価対象とならない。

【点検・評価】

- 1) 本学は大学基準協会による相互評価を受けており、自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムが整えられ、機能している。平成18年度に開設された薬学部においても学部内に同様の制度システムが整えられており、「自己評価21」実施に向け、活動することができる。
- 2) 「自己評価21」の結果は自らの教育・研究活動の改善などに活用するとともに、本学ホームページで公表する予定である。

【改善計画】

改善・改革を通じて教育研究活動向上に結びつけるには、人事、施設など財務に関係してくる部分が多い。このため、理事長・学長および理事会とさらに緊密な連絡、連携体制を常時維持していくことが不可欠である。